

令和2年

行方市農業委員会

第11回総会会議録

(令和2年11月25日)

令和2年11月25日 行方市農業委員会第11回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

議案第88号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第89号	農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について
議案第90号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第91号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
議案第92号	買受適格証明書の発行及び落札後の農地法第3条許可処分について
議案第93号	現況証明願について
議案第94号	行方市農用地利用集積計画の決定について
議案第95号	令和3年度行方市農業施策に関する要望書（案）について
報告第48号	農地法第3項第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出書の受理について
報告第49号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第50号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第51号	農業委員活動状況について

2 本日の出席委員

1番 平塚 実	2番 横瀬 忠美	3番 古渡 武文
4番 内藤 宏一	6番 中城 かおり	7番 風間 啓次
8番 根本 正義	9番 小沼 正二	10番 郡司 正彦
11番 椎名 勇	12番 吉田 正弘	13番 高塚 利英
14番 根崎 和枝	15番 方波見 弘子	16番 原 文夫
17番 清水 量	18番 横山 司	

3 本日の欠席委員

19番 山野 貴司

4 議事内容

事務局

(開会宣言) 午後1時00分

(会長挨拶)

事務局

清水農業委員長よりご挨拶をお願いします。

会長

改めまして、こんにちは。

皆様方のかれましては、大変今日は寒い日になりましたけれども、第11回の総会ということでお集まりをいただきまして、ありがとうございます。

また、常日頃より農業委員会活動にはご尽力いただいておりますことを心より感謝を申し上げる次第であります。

今年は感染症拡大というようなことで、4月の歓送迎会は、延期と言ったんだけど、中止だわね、これね。7月の懇親会も、これもできなかった。それで、11月に予定しておった視察研修、これも中止にしたということでございます。今日予定して、いつもであればですよ、今日、潮来地区との協議会で講習会というようなことだったんですけども、そこも中止にしまして、行方市単独の講習会ということでございます。今年1年、皆様方と親しくお話をしたり、そういったことがほとんどできなかったということで、大変残念に思っております。

また、現場活動も制限されまして、いろいろなことが思うようにできていないというところでございます。

こういうこともあるということで、しょうがないんで、来年はいい年になるものと、そのように思うしかないというところでございます。

今日も感染症対策を取って、農業委員さんと推進委員さんの参加をいただいで総会ということでございます。スムーズに進めてまいりたいと思います。協力をお願いを申し上げまして、総会前のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

事務局 ありがとうございます。

(経過報告)

事務局 日程第3、経過報告。

別紙11月行事経過報告により説明いたします。ご覧いただきたいと思ひます。

11月6日、農業者年金加入推進戸別訪問、麻生地区、椎名農政部会長代理と森山推進委員、事務局で訪問しております。

11月11日、広報委員会、広報委員と事務局で広報委員会を開催しました。

11月13日、第10回口頭弁論、水戸地方裁判所において清水会長と事務局で出席しております。

同じく11月13日、農業者年金加入推進戸別訪問、麻生地区、小沼委員と高野推進委員、あと事務局のほうで訪問しております。

11月18日、茨城農業委員会女性協議会現地研修会、つくば研究支援センターのほうで根崎委員と方波見委員、中城委員、それと事務局のほうに参加しております。

11月25日、本日の第11回総会、全農業委員、全推進委員、事務局です。

また、総会終了後に行方市農業委員会全体研修会を予定しております。

以上、報告いたします。

(議長の選出)

事務局 日程第4に入ります。

議長の選出につきましては、農業委員会規則第5条第1項により清水会長に議長としての議事進行をお願いいたします。よろしくお願ひします。

		(資格審査報告)
議	長	それでは、出席委員の確認から始めさせていただきます。 今日の出席委員は17名、欠席委員は1名ですので、定数に達しております。したがって、本日の総会は成立することをご報告申し上げます。
		(会期の決定)
議	長	本日の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
全	員	異議なし。
議	長	異議なしと認め、会期は本日1日といたします。
		(会議録署名人の選出)
議	長	会議録署名人を議長において次のように指名いたします。 7番風間啓次委員 8番根本正義委員
		(書記の選出)
議	長	総会書記として事務局の寺坂事務局長補佐、藤野係長を任命します。
		(議事日程報告)
議	長	議事日程は別紙日程表のとおりです。
		(議案の審議)
議	長	それでは、議案の審議に入ります。
		(議案第88号)
議	長	議案第88号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	局
		議案第88号について説明する(別紙議案書のとおり。事務局説明は、事前配付のため割愛する。)
議	長	今、事務局から話がありましたように、事務局説明は割愛をさせていて、早速1項ごとに審議をいたします。
		1項の調査員より調査報告を求めます。
2	番	2番、横瀬です。1項について調査報告をします。
		受人は同市山田に住む75歳の農業の男性です。渡人は富山県に住む47歳の会社員の男性です。申請理由は、記載のとおり、規模拡大し経営の安定を図るためということです。区分は売買による所有権の移転、受人は 田、畑で80数a作付しています。農機具等も最小限にそろっており、移動距離も300mと問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は通作距離も300mほどで何ら問題もないものであるということでご

全 議	員 長	<p>ざいます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。(全員一致)</p> <p>異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。</p>
議 3	長 番	<p>次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。</p> <p>3番、古渡です。第2項の調査報告をいたします。</p> <p>譲受人は行方市玉造甲に住む農業をやっている46歳の男性です。譲渡人は同市玉造甲に住む無職の70歳の男性です。受人は家族と研修生8人で畑188aに主にハウス栽培、チンゲンサイを栽培しているそうです。申請理由は、記載のとおり、農業経営の規模拡大し、区分は売買による所有権移転でございます。場所は玉造公園から西へ1kmぐらい入ったところになります。自宅からは約1km、5分ぐらいのところにあります。農機具もそろっており、農作業日数も300日、何ら問題がないとちょうさしてまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。</p>
議	長	<p>調査の結果は、何の問題のないものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全 議	員 長	<p>異議なし。(全員一致)</p> <p>異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。</p>
議 1	長 4番	<p>次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。</p> <p>14番、根崎です。第3項の調査報告をします。</p> <p>譲受人は市内捻木在住、69歳の大規模農家の男性で、水稻、ジャガイモ、野菜など39ha作付しています。譲渡人は市内捻木在住、農業の70歳の女性です。申請事由は農業経営の規模拡大を図るため、売買による所有権移転で申請されたものです。農機具等もそろっており、問題なく、許可相当と調査してきました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上。</p>
議	長	<p>調査の結果は、問題なく、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全 議	員 長	<p>異議なし。(全員一致)</p> <p>異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。</p>
議 1	長 4番	<p>次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。</p> <p>14番、根崎です。第4項の調査報告をします。</p> <p>譲受人は第3項と同じく捻木在住、69歳の大規模農家の男性です。水稻、ジャガイモ、野菜等を39ha作付しています。譲渡人は市内捻木在住、74歳の農業の男性です。申請事由は農業経営の規模拡大を図るため、売買による所有権移転で申請されたものです。農機具等そろっており、問題なく、許可相当と調査してきました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。</p>
議	長	<p>調査の結果は、問題のないものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>

全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。
議 4	長 番	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。 4番、内藤です。それでは、第5項の調査報告をいたします。 この案件につきましては、根崎、風間両委員さんの協力の下、調査をしてみました。 譲受人の方は市内羽生に事務所を有する株式会社代表の女性です。譲渡人の方は市内次木に在住する72歳、農業の女性です。申請事由につきましては、譲受人が新規就農し、カンショ栽培を行うということで、区分は賃貸借権の設定です。譲受人の方は埼玉県から行方市に移住してきており、新規就農したいということで、株式会社を設立し、カンショの育苗から栽培までを夫婦2人と従業員で行うということでした。農地は所在地より15km、30分ぐらいかかりますが、農機具類は整っており、農地の倉庫に保管するというので、問題はないかと思えます。調査の結果、許可相当と調査してまいりました。皆様方のご審議をよろしく願います。以上です。
議	長	調査の結果は、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。
議 9	長 番	次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。 9番、小沼です。山野さん欠席なので、代読をします。 6項について、小沼委員の協力を得て調査してまいりましたので、調査します。 譲受人は年齢65歳、市内石神在住、農業の方です。田畑合わせて120a営農しています。内容については、主に水稻栽培をしています。譲渡人は年齢49歳、市内麻生在住、会社員の方です。申請理由については、議案書に記載のとおり、農業経営の規模拡大し経営の安定を図る。通作距離は7km、約20分程度、区分については売買による所有権移転で申請されたものです。調査の結果、問題ないと調査してまいりました。皆様のご審議よろしく願います。
議	長	調査の結果は、問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。
議 9	長 番	次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。 9番、小沼です。山野委員さんの代読をします。 第7項、小沼委員の協力を得て調査をしてみました。報告します。 譲受人、年齢60歳、市内矢幡在住、会社員兼農業の方です。田畑合わせて3.1haを営農しています。内容については、主に水稻を栽培しています。譲渡人は年

		<p>齢38歳、市内石神在住、会社員の方です。申請理由については、議案書に記載のとおり、農業経営の規模拡大し経営の安定を図る。通作距離は2.6km、約10分程度、区分については売買による所有権移転で申請あったものです。調査の結果、問題ないと調査をしまりました。皆様方のご審議よろしくお願ひします。</p>
議	長	<p>調査の結果は、問題のないものということでござひます。審議をお願ひいたします。ご異議ござひませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。</p>
議	長	<p>次に、8項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
9	番	<p>9番、小沼です。山野委員さんの代読をします。 第8項、小沼委員の協力を得て調査をしまりました。報告します。 譲受人、年齢60歳、市内矢幡在住、農業の方、田畑合わせて3.1haを営農しておひります。内容については、主に水稻栽培です。譲渡人は年齢60歳、市内石神在住、会社員の方です。申請理由については、議案書記載のとおり、農業経営の規模拡大し経営の安定を図る。区分については売買による所有権移転で申請されたものです。調査の結果、問題ないと調査をしまりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。</p>
議	長	<p>調査の結果は、問題のないものということでござひます。審議をお願ひいたします。ご異議ござひませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、8項は原案のとおり可決いたします。</p>
議	長	<p>次に、9項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
8	番	<p>8番、根本です。第9項について調査報告をいたします。 第9項、譲受人は市内行戸区在住、64歳の農業の男性、譲渡人は東京都江戸川区在住の80歳の無職の女性の方、土地は市内山田地区の畑、6,095㎡、場所は北浦中学校の南側になります。申請事由は農業経営の規模拡大し経営の安定を図る。区分は売買による所有権の移転であります。譲受人は現在、田60a、畑210a、水稻、施設野菜を中心に経営してひます。後継者もおひり、農業機械等も全てそろっていますので、許可することに何の問題もないと調査をしまりました。皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。</p>
議	長	<p>調査の結果は、問題なく許可相当ということでござひます。審議をお願ひいたします。ご異議ござひませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、9項は原案のとおり可決いたします。</p>
議	長	<p>次に、10項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
4	番	<p>4番、内藤です。10項の調査報告をいたします。 譲受人の方は市内羽生に在住する88歳の農業の男性です。譲渡人は同じく市内羽</p>

生に在住する77歳、農業の男性です。申請事由につきましては、農業経営の安定を図るということで、区分は売買による所有権移転です。譲受人の方は大分高齢ではありますが元気で、申請地が宅地の隣にあり、タマネギとか薬物を栽培したいということでございました。調査の結果、何ら問題なく許可相当と調査をいたしました。皆様方のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議長 調査の結果は、何の問題もないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全議員 異議なし。(全員一致)

議長 異議なしと認め、10項は原案のとおり可決いたします。

(議案第89号)

議長 議案第89号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第89号について説明する(別紙議案書のとおり。事務局説明は、事前配付のため割愛する。)

議長 それでは、早速審議に入ります。

3番 1項の調査員より調査の報告を求めます。

3番 3番、古渡です。1項の調査報告をいたします。この案件には郡司委員に同行してもらいました。

申請人は行方市玉造甲に住む37歳の男性です。申請理由は自己用住宅でございます。場所は玉造小学校から北へ500mぐらい入ったところです。必要書類も添付されており、許可相当と判断してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議長 調査の結果は、必要書類も添付されており、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全議員 異議なし。(全員一致)

議長 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。

(議案第90号)

議長 議案第90号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第90号について説明する(別紙議案書のとおり。事務局説明は、事前配付のため割愛する。)

議長 それでは、早速審議に入ります。

9番 1項の調査員より調査の報告を求めます。

9番 9番、小沼です。山野委員さんが欠席なので、代読をします。

第1項について、小沼委員の協力を得て調査してまいりました。
借受人は東京港区の法人の方、貸渡人は年齢59歳、市内石神在住、会社員の方です。申請理由は、議案書に記載のとおり、太陽光発電設備になります。申請地である田は現在、遊休農地で、太陽光発電施設設置し、売電収入を得たいという借受人の要望により、所有農地を貸出ししようと今回の申請に至った。区分は賃貸借権、場所については、添付されている石神地内現地案内図、公図を御覧ください。隣接農地に問題なく、調査の結果、関係書類についても整っており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 調査の結果は、関係書類も整っており、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。

(議案第91号)

議 長 議案第91号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての件を議題といたします。
事務局より説明願います。

事 務 局 議案第91号について説明する(別紙議案書のとおり。事務局説明は、事前配付のため割愛する。)

議 長 それでは、審議に入ります。

1項の調査員より調査の報告を求めます。

1 4 番 14番、根崎です。第1項の調査報告をします。この案件は、風間、内藤両委員の同行をいただき調査してきました。

借受人は市内谷島の法人代表の男性です。貸人は市内浜在住、会社員の男性です。場所は国道355号、●●●●の100mくらい先、西側です。土採取をしているところの搬入路として使用していますが、公共事業等の減少に伴い、山砂の搬出が下回ったため、搬入しなかったため、2年間の延長で申請されたものです。関係書類もそろっており、許可相当と見てきました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 調査の結果は、関係書類もそろっており、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。

(議案第92号)

議 長 議案第92号 買受適格証明書の発行及び落札後の農地法3条許可処分についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局	議案第92号について説明する（別紙議案書のとおり。事務局説明は、事前配付のため割愛する。）。
議長	それでは、1項ごとに審議をいたします。 1項の調査員より調査の報告を求めます。
11番	11番、椎名です。第1項の調査報告をします。 申請人は行方市小高在住の59歳の男性です。葉たばこ、サツマイモ等を9ha耕作しております。申請事由は農業経営の安定を図るための規模拡大です。今回、公売によって所有権を取得しようとする土地は、申請人が7年ぐらい前から耕作しております。買受人として適格だと思います。許可相当と調査をしまいいりました。皆様のご審議よろしくお願いいいたします。以上です。
議長	調査の結果は、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全員	異議なし。（全員一致）
議長	次に、2項、3項は関連がございますので、一括審議といたします。 調査員より調査の報告を求めます。
10番	10番、郡司です。第2項、3項の申請が一緒の方なので、一括して調査報告いたします。 第2項、第3項の申請人は72歳で、行方市井上に在住し、農業の方です。申請人は316aで水稲、露地野菜などを営農しております。申請事由は農業経営の安定を図るための規模拡大です。公売に参加するための買受適格証明願になります。第2項の農地までは約10km、15分くらいで、第3項の農地は約1.5km、5分になります。調査の結果、証明書の発行をしてもよいと調査をしまいいりました。皆様のご審議よろしくお願います。以上です。
議長	調査の結果は、適格証明書を発行してもよいというものでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全員	異議なし。（全員一致）
議長	異議なしと認め、2項、3項は証明書を交付することに決定いたします。
議長	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。
12番	12番、吉田です。第4項の調査報告いたします。 申請人ですが、行方市小幡在住の65歳、農業の男性です。申請理由ですが、公売に参加したいので、買受人としての適格であることの証明書が欲しいということです。申請人は親子3人で水稲、葉たばこ、サツマイモ6町歩ほどを耕作しています。今回取得しようとする畑まで3.5kmほど、車で8分ほどです。後継者もあり、機械設備等もそろっており、問題ないものと調査をしまいいりました。皆様のご審議のほどよろしくお願いいいたします。以上です。
議長	調査の結果は、適格証明書を発行しても問題のないものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、4項は証明書を交付することに決定いたします。 追ってお諮りをいたします。1項、2項、3項、4項について本証明書の交付を受けた者が最高価買受申出人または次順位買受申出人となり、当該許可の申請書を提出した場合において、本職が、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められたときを除き、許可をすることにご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、許可をすることに決定いたします。
		(議案第93号)
議	長	議案第93号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第93号について説明する(別紙議案書のとおり。事務局説明は、事前配付のため割愛する。)
議	長	それでは、1項ごとに審査をします。 1項の調査員より調査の報告を求めます。
1 6 番		16番、原です。第1項の調査報告をいたします。この案件は清水会長と調査してまいりました。 申請人は市内小貫在住の公務員及び農業の男性でございます。申請理由は地目変更登記のための非農地証明願であります。50数年から作っておらず、山林化しており、農地に回復するも困難であります。非農地証明をしてもよい案件と調査してまいりました。場所は旧小貫小学校より北へ300mほどのところでございます。皆様のご審議よろしく願います。以上でございます。
議	長	調査の結果は、50年以上前から山林化しており、非農地証明書を発行してもよいものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、1項は証明書を交付することに決定いたします。
議	長	次に、2項、3項は関連がございますので、一括審議といたします。 調査員より調査の報告を求めます。
6 番		6番、中城です。第2項、3項と関連がございますので、一括で報告させていただきます。この案件は椎名委員さんにご協力をいただきました。 2項の申請人は稲敷市在住の63歳、会社員の男性です。3項の申請人は市内五町田在住の50歳、会社員の女性です。願出要旨は地目変更登記のための非農地証明ということで、昭和60年より宅地として使用しており、農地に復元することが難しく、添付書類も整っており、交付相当と調査してまいりました。皆様方のご審議をよろしく願います。以上です。

議	長	調査の結果は、昭和60年より宅地として利用しており、農地に戻すのは困難であるということで、非農地証明を交付してもよいということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、2項、3項は証明書を交付することに決定いたします。
議	長	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。
3	番	3番、古渡です。第4項の調査報告をいたします。この案件は郡司委員に同行していただきました。 申請人は行方市玉造甲に住む37歳の男性の方です。願出要旨は地目変更登記のため、区分は非農地証明でございます。平成11年より宅地として利用したそうです。当人も深く反省しており、交付相当と判断してまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、平成11年より宅地として利用しておいた。非農地証明交付してもよいというものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、4項は証明書を交付することに決定いたします。
議	長	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。
1	0	番 10番、郡司です。第5項の調査報告いたします。この案件については、古渡委員共に調査してまいりました。 申請人は61歳、行方市荒宿に在住し、農業兼会社員の方です。申請事由については地目変更登記のための非農地証明の交付になります。場所は玉造荒宿セブンイレブンから東に約300mくらいのところになります。平成2年の頃より宅地として利用していました。農地に復元するのは極めて困難な状況であると判断し、非農地証明の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、宅地として利用しており、非農地証明書を交付してものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、5項は証明書を交付することに決定いたします。
議	長	次に、6項、7項は関連がございますので、一括審議といたします。
1	1	番 11番、椎名です。第6項、7項、関連がありますので、一括して調査報告をします。調査には中城委員さんのご協力をいただきました。 申請人は行方市南在住の男性です。6項、7項とも願出要旨は地目変更登記のための非農地証明で、まず6項の土地は、平成2年頃から宅地として利用していたそうです。次に、7項の土地は、平成10年頃から物置敷地として利用していたそう

です。始末書等関係書類も添付してあり、6項、7項とも非農地証明交付に問題はないと思います。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 調査の結果は、6項、7項とも非農地証明書を交付してもよいということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、6項、7項は証明書を交付することに決定いたします。

(議案第94号)

議 長 議案第94号 行方市農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第94号について説明する。
別紙のとおりということで、資料ナンバー1をご覧いただきたいと思います。総括表のほうでご説明いたします。新規の設定のみで、田が1件、1筆、954㎡、畑が4件、5筆、1万1,011㎡、計5件、6筆、1万1,965㎡となります。
次ページの利用権設定一覧表ということで、設定者、受ける者、農用地、期間、賃借料、契約年数が記載されておりますので、ご確認いただきたいと思います。以上です。

議 長 ただいまの説明内容について審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定といたします。

(議案第95号)

議 長 議案第95号 令和3年度行方市農業施策に関する要望書についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第95号 令和3年度行方市農業施策に関する要望書(案)について説明する。
別紙のとおりということで、資料ナンバー2をご覧いただきたいと思います。この件につきましては、2月の認定農業者等農業団体との意見交換で出された意見、さらには6月に委員さんのほうから提出をいただいた意見を基に、先月10月26日に農政部会を開催しまして、その中で取りまとめました。本日提案させていただいたものとなっております。
内容につきましては、農政部会長の郡司部会長よりご報告をいただきたいと思えます。以上です。

議 長 それでは、郡司農政部会長より説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

1 0 番 10番、郡司です。

今年の来年度の予算編成に当たり、農業委員会として行方市の基幹産業である農業において現場の声を集約し、農業施策に関する要望書を市に提出したいと考えております。

それでは、ナンバー2をご覧ください。資料ナンバー2で、令和3年度農業施策に関する要望書に基づき説明をいたします。

全体の構成につきましては、大きく1で、農地保全と有効利用対策について、2、担い手、経営対策の強化について、3、農業委員会組織対策について、4、基本農政確立対策についてということで、4つの項目より構成してあります。

まず1、農地保全と有効利用対策についてですが、遊休農地、耕作放棄地の解消対策、農地利用の集積、集約に向けた推進体制の強化、農地の基盤整備の推進、茨城県かんしょトップランナー産地拡大事業になっております。

農地利用の集積、集約化については、農業委員会としても重点業務となります。現在進めている実態調査が今年度に終了します。今後は、人・農地プランの実質化を進め、農地利用の集積、集約化につなげていく必要があります。その活動に対する支援を求める内容となっております。

次、2、担い手、経営対策の強化についてですが、高齢化による担い手不足解消のための後継者育成、新規就農者に対する支援、将来の地域農業の中心的な役割を担う認定農業者に対する支援、経営改善支援、所得向上を確保するための6次産業化の推進、小規模農家に対する支援、米価安定のための生産調整の着実な実行と交付金制度の恒久化を要望する内容となっております。

次に、3、農業委員会組織対策ですが、農業委員会の新制度に対応した体制整備の強化、業務の効率化を図るためのタブレット端末の整備をお願いする内容となっております。

最後に、4、基本農政の確立対策ですが、鳥獣害対策の強化、地産地消の食育の推進、地域農産物のPR事業の拡大、新型コロナウイルス感染症及び大規模自然災害への備えと復旧復興対策をお願いする内容となっております。

以上、令和3年度要望書の骨子について説明させていただきました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま郡司農政部長から説明を受けたところでございますが、要望書につきましては、農政部会を中心に検討を重ねた結果であります。それでは、審議をお願いいたします。

高野推進委員 高野と申します。本日はご苦労さまでございます。

行方市農業施策に関する要望書、これは以前に私どもへ配付があったので、熟読させていただきました。なるほどそれぞれの項目、1から5番ですか、非常に大事な話です。

しかしながら、私がこれから申し上げたいのは、どれについても次にどうするのっていうのは抜けかけているといいますか、現場の声をどうやって引き上げるか、あるいは現場の農家をやめようかなという人、そういった人の声を発掘すると言いますか、その辺がいまいち私なりに考えると足りないなど。

それで、例えば地区ごとに懇談会をすとか、あるいは区長を通じて農業施策に関して、例えば市役所がそれを把握するのがなかなか難しいと思うんで、区長あるいは近隣の大規模でやっている農家の方なんか、そういう人らの声を聞いていかないと、だんだん農業が消滅する、そういう危惧がうかがわれます。そういう危惧をなくすためにも、いまいち次にどうするのということの行動目標なるものが欲しいなと、こういうふうに思います。以上です。

議長

貴重なご意見、ありがとうございます。現場の声を吸い上げるということですが、それが足りないのではないかというような意見だったと思うんですけども、現場の声もいろいろあると思うんですよね。農地をどなたかがこれからどうしていくという問題であれば、今からやろうとしているような人・農地プランできるというようなのが、どうやっていくかということなんでしょうけれども、そうすると後継者の問題、あとはいろいろな問題あるんでしょうね、これは。それをきちんと吸い上げて、我々はそれをつなぐ立場なんですけれども、それを解決していくのは、また我々では解決できないんで、国なり、県なり、市なりに要望を出していくということなんだろうけれども、もうちょっとそれが抜けているということなんだね、今の指摘はね。この要望書にはそれが欠けているだろうという意見なんでしょうね。これを解決するのはですよ、国なり、県なり、市なりで、我々はその中間にある組織なわけで、この要望だけでは、現場の声が拾い上げ切れていないのではないかという、そういうことでしょうかね。

高野推進委員

清水会長が言われること、全くなんですけれども、市役所にそれを全て把握しろというのはなかなかできない話だと思うんですよ。それで、市役所としても、例えばどこどこ地区の大規模農家とか、結構つながりのある情報を持っていると思うんですよ。例えば、その大規模農家は後継者がいるでしょうから、何とかなるかなと。しかしながら、その近所に細々と1町歩足らずの農家をやっている、こういった農家があって、その農家が突然、旦那が、あるいはお母さんが具合悪くなってできなくなっちゃうと、そういったときに、例えば市役所がこれからの農業をどうするのというようなことで、ある程度声かけ、あるいは現場の声として引き上げていただけたらいいかなと。例えばの話ですよ。そういう声を、そういう声かけをする、それも1つかなと思います。

それで、今回のこの1から5番でしたか、話なんですけれども、多分の話ですが、変な言い方します。去年とほとんど一緒じゃないですか。だから、じゃこの先どうするの、市役所としてはどういうふうにするの、農業委員会としてはどうするのというようなことで、もう少し一歩先を進める必要があるかと、そういうふうに思いましたので、意見しました。以上です。

議長
事務局 長

どうですか。
ごもっともなご意見なんですけれども、今日、本日総会終了後に全体研修会がごさいます。こちら、農地利用の最適化を推進するためということで、今行っています全筆調査の事例、実態調査ですか、全筆調査、それが本年度終わりました、それを基に、今年度は本当はモデル地区をつくって、3地区つくって、話合いをしようと思ったんですが、コロナウイルスの関係で話合いができませんでしたので、その

話し合いのやり方を今日の全体研修会ですか、そちらのほうで皆さんに覚えていただくと思って、今日、その研修会を開催する予定です。

農業委員さんと推進委員さんが、現在、この農地利用の最適化の推進というのは必須業務になっていますので、農業委員さんと推進委員さんが今回の全筆調査の色分けして、貸したいとか売りたいとかって、そういう色分けしたもの持って、それぞれの地区で来年話し合い、話し合いができない場合には、それぞれ一人一人回ってもらえないかもしれないんですけども、そういったことを計画しております。ですから、農業委員さんと推進委員さんがそれぞれの地区で声を上げという役目をしていただけたらと思っております。

議長 ありがとうございます。結局、現場の声を拾い上げるのが推進委員と農業委員の仕事ですよという今、局長から指摘があったかと思うんですね。それを今やっている全筆調査を通じて、人・農地プランづくりというような、それを地域で集まりをやって、みんなで解決していけというのが流れなんではありますけれども、まだそこまでつながってないですね。今、全筆調査を色分けして、その中心になるのが推進委員さんと農業委員というふうに位置づけがされている。

一番今、問題なのは、これは市の農政なんですよ。人・農地プランづくりの担当というか。だけれども、それに農業委員が関係してやっていけということなんですね。だから、農政と農業委員会の意見がよく一致しないとうまくいかない。こちら辺のところ、よく市のほうにも要望していかなくちゃいけないところなんだと思います。

これは誰が役目というんじゃないで、自分らでやりましょうというのが我々に課された責務である。農地利用の最適化を図るということで、それが今、必須の業務ということなんですね。そういうことなんですよ。

だから、この文章がほとんど似ていると。違ったのはコロナウイルスとか、そういうのは違ってくるんですが、なぜかといったら、毎年同じ問題が残っているんですね。だから同じになっていく。だから、そんなに解決がされてないんですね、この農業の問題というのはね。そのうちの、なかなか。要望事項も似たものになる。農政部長さん、そういうことですよ。

1 0 番 そうですね。

議長 なかなか解決するのが難しいんですね、これ。

今回のこのやつは、市に対する要望ということで、12月9日に市長さんに要望書を出すということで、その後、市のほうから回答が来るということですけども、先ほど高野推進委員さんからございましたように、後継者問題と、そのときの農地の受け手をどうしていくのかということについては、本当に人・農地プランづくりを今からやる必要性ということで、重要なことだと思うんで、まだ口頭でね、これはよく農政のほうにも指導していただくようにね、協力してやっていかなくちゃいけないということで、強く言うようにしましょう、これ。農政部長さん、ひとつよろしく願いいたします。

高野推進委員 付け加えて意見させていただきます。農水課のほうにも多少やっていただきたいことはあると思うんですが、我々推進委員、あるいは農業委員も、もちろん市のこれ

に対しては、背くんじゃなくて、協力したいと思います。

今、清水会長言われている中で、困ったなという農家が例えばこれから先も出るんじゃないかなと。お父さんが具合が悪くなった、お母さんが具合悪くなったとか、何かの不慮の事故に遭ったとか、そういうことで、例えば農政課、あるいは農業委員会、どちらでもいいですけども、困ったときの農業相談的な機関、今あるんですかね。

議 長
事 務 局 長

どうですか、局長。

廃業される方とか当然いらっしゃるということで、それを担い手のほうにつなげていくというのが農業委員会の仕事。

議 長
事 務 局 長
議 長

それは農業委員会に来てもらえれば、対応するということだよ、できる限り。

農業委員会と農林水産課と協力してという形です。

中間管理事業を使うものですと農水課、利用権だと農業委員会。確かに本当に言うとおりにですね。我々も思うんですけども、中間管理事業ですか、これもやってくれる人を見つけてください、貸してくださいと言っているのが解決なかなかしない。自分で見つけて、相手を見つけて、届出出せば、それをやりますよということで、本当に変な制度ですね。

中間管理事業と言いますが、その農地を任せるから、見つけてくださいという解決にはなかなかならないもんね。これ、自分で見つけて、それを認めてくださいみたいなもんだもんね。私がそんなこと言っちゃいけないんだけど、それは確かにそうですよね。

誰が、だからやっぱりそれは推進委員さんと農業委員さんが、もし農業委員会でそういう要望が出されれば、仲人役をするほかないというのかな。そのためにあるというものですよね。

委 員
議 長

そのための推進委員でしょ。

そう。そういうことなんですよね。

だから、この制度が始まって何年、まだ2年ちょっとでしょう。もう少し進んでいくわけだったんですが、コロナウイルスの影響で、あと1年間とか、補助事業なんかに対する期間は延ばせなかったんです。ただ、人・農地プランづくりが何年までにしなさいというのは1年あたり延びたんですね。それはコロナの影響で現場活動がしにくいだらうということで、延長されました。だけれども、それに、人・農地プランづくりに位置づけられれば、国の補助事業があるんですけども、その受付は延びなかったんだよね、これ。延ばさないという話なんです。

だから、行方市は出発がちょっと遅れたんで、その分、ちょっと割食ってますよね。ほかはもう3年くらい前から始まっているのかな。行方市はつい最近、推進さんに就任してもらって、始まったばかりということで、今、全筆調査がまだ終わってないということなんで、これに期待しますか。

高野推進委員

細かいところをもう一点。会長の言うことはもっともな話で、いろいろ同感なんですけど、次の一步が先ほどの資料で見えないということで、もちろん農業委員、あるいは推進委員、市役所ともに、じゃ次どうするのということをお互い意見を深めて、何かをしてやらなくちゃいというふうには思っております。

協力しますので、あと先ほどの困ったときの受入れの機関、これについては、例えば市報等で、万が一不慮の事故等で担い手、あるいは農家の大黒柱が何か農業をできなくなったようなときには、例えば地元の推進委員、あるいは農業委員、市役所、どこでもいいから駆け込んでくれというようなことを書いておいてほしいなどということも思いました。以上です。

議 長 そうですね。それについてどうですか、局長。

事務局 農地相談業務と言いまして、年に何件かは上がってきているんですね。この農地を誰かに貸してほしいとか、あとは誰か買ってもらえる人はいないかなという方がいるんですけども、その方の名前とか住所とか地番を書いていただいて、その担当地区の農業委員さんのほうにお願いをしています。なかなかちょっと荒れた土地だと、なかなか借りてくれる人がいないんですけども、一応そういう相談業務は農業委員会のほうでも行っています。

議 長 では、貴重な意見ありがとうございます。確かにこの要望書も、大体似たりの文章だという指摘もいただきましたけれども、やっぱりなかなか全てが解決しているわけではないので、問題も先送りされているということなんでしょうね、これはね。

これから今の全筆調査をして、それを具体的に活用して、地域でそれを解決していけというのが人・農地プランだから、その先頭に立つのが農業委員さん、推進委員さんであるということですので、これを解決するのは我々だというぐらいの気持ちで、ひとつ今後、来年また改選になるわけなんですけれども、やる気を出してまた応募していただいて、物事を解決できるようにしていただければと、このように思います。

何かそのほかにありますればお願いします。

本澤推進委員 この内容に関しての新たに付け加えてほしい部分があるんですが、一番最後なんです。台風被害等の補助金の関係で、去年の15号、19号の台風の補助金が、1年何か月たっても、まだです。1年半前にも国からの補助金があると思うんですが、それがまだ配付されないというのは、少し長いんじゃないかということで、迅速な対処をしてほしいと思います。

ちょっと農水省に聞いたところによると、行方市の条例の関係で、行方市のいろいろな段階を踏まなくては、これが最後まで落とすことができないということでもありますので、できるだけ早く、去年の9月の台風の被害なので、遅くても半年ぐらいで各被害を受けた農家には、見舞金ですか、これが入るような迅速な対応をしてほしいということをここに付け加えていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 はい。

ちょっと質問なんですけれども、去年の15号の台風でパイプハウス等被害があったでしょう。調査入っている場合、入っていない場合で補助率が違うというわけなんですけれども、4割とか5割とか6割とか出るわけで、パイプハウスの再建をするでしょう。そうしたら請求が来るよね、その直した人にはね。

請求。

議 長 うん、請求。お金を払う……
もう払っちゃってある。

議 長 そうだよな。

本澤推進委員 だから、共済というようなもの、4割、6割、8割とあって、4割の人は、これは
少なくとももらえる。8割の人は多くもらえる。それは掛金の関係とかそうですが、4
割の人は、そのほか6割、施設を再建するには、そのほかの6割は自己資金で充
てるんですね。その中の6割の中で、これは、全額は来ないでしょうから、半額ぐ
らいは国から来ると思います。その部分を、だからできるだけ早く。
もう同じ規模にするには、その6割は負担しているわけですよな。

議 長 そうですよな。
一般の費用だから、これ、国の補助金が出るまで待ってくれと言うわけにはいかな
いので、年度末にはもう支払いはしているんで、やはりそうすると農家も厳しい部
分がありますので、できるだけ早く、同じ金を出すならば、なるべく早くしてほし
いということです。

議 長 これから農水で来るんだっけ。

本澤推進委員 補助金の交付は、市町村によって違うということがあるらしいんです。

議 長 ああ、なるほど。
じゃ、議会さんかな。議会ですか、それは。

本澤推進委員 それを少し見直すということは議会ですが、もう少し農業委員会のほうからも……

議 長 要望でね。市のほうに要望。

本澤推進委員 載せてください。

議 長 農政部長さん、それ、ちょっと頭に入れておいてもらって、ひとつお願いします
す。

1 0 番 はい、分かりました。

議 長 分かりました。貴重な意見ありがとうございました。
そのほか何か付け加えることがあれば、お願いしたいと思います。
どうでしょう、大丈夫でしょうか。

6 番 すみません、今の補助金なんですが、要望書には付け加えなくても結構ですので、
事務局長と清水会長のほうから農林水産課のほうに言っていただきたいことがあり
ます。

議 長 はい、どうぞ。

6 番 今回の補助金の関係で、イノシシの電気柵の補助金も出ています。それはそんな時間
かからないで出ていると思うんですが、申請した順番できちんとやってほしい。例
えば、あれは月ごとに何件とかってあるんですよ、予算がね。例えば、今月、1
1月は5件までで、もう6件目の人はちょっと待ってもらうとか、順番があるんで
すよね。もう予算が、その月の予算がいっぱいになっちゃった場合。
知っている人が来たからって、先に補助金を出しているという例がちょっとありま
して、私の知り合いの中でありまして、先に申請した人がまだ出てないという件が
あったんですね。後から出した人が出ていたということがあったんで、それは誰々
を知っていたからということであつたので、そういうことはちょっといけ

ないと思うんですよ。ちゃんと順番で出してほしいなと、ちょっと口添えのほうをお願いいたします。以上です。

議 6 議 長 公平にということですね、公平に。
 公平に。
 長 分かりました。農水課のほうにこういう意見がありましたよということで、話しておきます。
 長 ひとつお願いします。
 それじゃ、何かありましたらお願いします。
 この内容でよろしいでしょうか。今の高野委員さん、本澤委員さん、中城さんの意見を加えて、市のほうに12月9日ですね、お願いしに行くということで。では、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）
 長 異議なしと認め、令和3年度行方市農業施策に関する要望書については原案のとおり決定をいたします。

議 長 (報告第48号) (報告第49号) (報告第50号) (報告第51号)
 次に、報告案件に入ります。
 報告第48号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出書の受理について、報告第49号 農地法18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第50号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について、報告第51号 農業委員活動状況について、以上の報告案件について一括して事務局より説明願います。

事 務 局 報告第48号について説明する。（別紙議案書のとおり）
 報告第49号について説明する。（別紙議案書のとおり）
 報告第50号について説明する。（別紙議案書のとおり）
 報告第51号について説明する。（別紙議案書のとおり）

議 全 議 長 それでは、報告案件について質疑を求めます。ご異議ございませんか。
 員 異議なし。（全員一致）
 長 異議なしと認めます。

議 長 (閉会宣告) 午後2時42分
 これにて本総会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。よって、第11回総会を閉会といたします。大変ご苦労さまでございました。ご協力ありがとうございました。